

正 誤

ページ 段 行 誤

正

令和五年十一月十五日公布厚生労働省令第四百十号（旅館業法施行規則及び厚生労働省関係国家戦  
略特別区域法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一五第六号様式

四 下

第一号様式  
一六第六号様式

令和四年四月二十二日（号外第八十九号）国土交通省告示第五百二十八号（海洋汚染等及び海上災  
害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準  
用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件）

（原稿誤り）

三三ページ上段一〇行目の次を加える。

BUSAN OFFICE SEOUL 20, Mugyo-ro, Jung-gu, Seoul, REPUBLIC OF KOREA  
SUB-OFFICE (釜山事務所  
ソウル出張所)

三四ページ上段終りから一三行目の前に次を加える。

GDANSK OFFICE (ゾダン  
スク事務所) ul. Gdanska 2, 80-847 Gdansk, REPUBLIC OF POLAND

同日（同号外）国土交通省告示第五百二十九号（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十  
九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十  
五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件）

（原稿誤り）

三五ページ上段終りから三行目の前に次を加える。

BUSAN OFFICE SEOUL 20, Mugyo-ro, Jung-gu, Seoul, REPUBLIC OF KOREA  
SUB-OFFICE (釜山事務所  
ソウル出張所)

三六ページ下段一五行目の次を加える。

GDANSK OFFICE (ゾダン  
スク事務所) ul. Gdanska 2, 80-847 Gdansk, REPUBLIC OF POLAND

同日（同号外）国土交通省告示第五百三十号（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に關  
する法律第二十條第七項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船  
級協会の登録を更新した件）

（原稿誤り）

三七ページ下段一五行目の次を加える。

BUSAN OFFICE SEOUL 20, Mugyo-ro, Jung-gu, Seoul, REPUBLIC OF KOREA  
SUB-OFFICE (釜山事務所  
ソウル出張所)

三八ページ下段終りから四行目の前に次を加える。

GDANSK OFFICE (ゾダン  
スク事務所) ul. Gdanska 2, 80-847 Gdansk, REPUBLIC OF POLAND